○厚生労働省告示第二百三号

受け 試 験 薬 た試 検査 事 法 機 験 施 関 検 行 \mathcal{O} 査 規 登 録 則 機関として次に 昭 に関する省令(平成十六年厚生労働省令第六十一号)第三条第一 和三十六年 掲げる者を登録 厚生省令第一号)第十二条第一 したので、 薬事 法 施 項に規定する厚生 行 規 則第 十二条 第 労 項 働 $\widehat{\mathcal{O}}$ 大 項 に 臣 規定に基づ 規 \mathcal{O} 定 登 する 録 を

平成二十六年四月一日

き公示する。

厚生労働大臣 田村 憲久

		十二号	番十四号		
四月一日		山七丁目四番五	高野台二丁目八	一株式会社	
平成二十六年	理化学試験	滋賀県草津市笠	茨城県つくば市	クリタ分析センタ	一七九
	区分	事業所の所在地			番号
登録をした日	試験検査の	試験検査を行う	住所	氏名又は名称	登録